

神学部定例学生大会

討 案 書

日時 4月24日 午後1時—5時

場所 神学館21番教室

議題

1. 総括・情勢の提案
2. 役員改選(役取名称誌)
3. 任務方針提案

①4/26—5/1全学スライキ(神学部は4/25—5/5)と4/26・28斗争

②^{人の対心}学自問題・学部内問題 対応

③インセミ20回大会にむけて——解体と展望

神学部自治会常任委員会

神学部自治会会則

第一章 總 則

才一条 本会は同志社大学神学部自治会と稱する。
 才二条 本会は学生自治の立場より本学部の積習を正し、
 当面の自由な研究および学生生活の發展向上をはか
 ることを目的とする。

才三条 本会委員は同志社大学神学部に在學する学生を以
 て構成する。

第二章 組 織

才四条 本会の目的達成の為に神学部学生大会、自治委員
 会、常任委員会を設く。

才五条 本会は目的達成のために必要なる事業を行う。

第三章 学生大会

才六条 学生大会は次の午後に之を召集される。

- ① 定例として毎年四月に行つ。
 - ② クラス以上の選挙ある時。
 - ③ 自治委員会の決定ある時。
 - ④ 常任委員会の要請ある時。
 - ⑤ 委員長が出席と認められた時。
- 才七条 学生大会は在學委員の三分の一以上の出席で成立し、
 その過半数で議事を決定する。但し、委任状が三分の一
 をこえればならぬ。

才八条 学生大会の決議は自治委員会の決議に優先する。

才九条 学生大会が成立しない場合は一応こんだん会に移
 行し、当該事項に關する議決執行は自治委員会に之を行
 う。但し、その時の議決定数は出席委員の三分の二と
 する。

第四章 自治委員会

才十條 自治委員会は本会の議決執行機関である。

才十一條 自治委員の定数は、各学年五名とし、各学年より
 選出する。

才十二條 自治委員の任期は一年とする。但し、委員長
 任の場付は任期

才十三條 自治委員会は其自治委員の過半数の出席が在け
 れば議事をひらき議決することは出来る。議決は出
 席者の過半数を以て決定し、可否同数の場付は議長
 がこれを決定する。

才十四條 自治委員会は月田集委委員会、夏期活動委員
 会、インセミ委員会、企画委員会、編集委員会を轄つ。

夫々の委員会は設計、書記を一名ずつ互選する。
 才十五條 自治委員会は本学部学生大会の不信任決議ある
 いは自治委員自ら放棄した場合解散する。解散した
 場付は一週間以内に新委員を選出しなければならぬ。

才十六條 自治委員の辞任はクラスの承認をもて成立す。

第五章 常任委員会

才十七條 常任委員会は委員長書記長会計及各委員会の
 長五名より成る。

才十八條 常任委員は学生大会で選出する自治委員である。

才十九條 常任委員会の成立定数は過半数とし、議決は出
 席者の過半数をもて決定し、 否同数の場付は議長
 がこれを決定する。

才二十條 学生大会の不信任及び自ら解散決議をした時は
 之れを公示し、一週間以内に自治委員会が後任を選出
 する。

第六章 本部役員

才二十一條 自治委員長は本会を代表し、自治委員会、常
 任委員会の議長となる。又、書記長会計は委員長が事
 故ある時その職務を代行する。

才二十二條 常任委員会は学友会会則才十一条により中央
 委員を互選する。

才二十三條 本学報選出の中央委員は左の任務をもつ。

- ① 中央委員会において意見交換を行う。
 - ② 中央委員会の報告並びにその検討審議を行う。
- 才二十四條 自治委員長は自治委員会常任委員会を隨時召
 集すること出来る。

第七章 会 計

才二十五條 本学部自治会所専經費は学友会予託金、寄附
 金、事業収益金でこれに充てる。

才二十六條 設計担当委員は定例学生大会において前年度
 決算報告新年慶予算報告を行い、その承認を受けねば
 ならぬ。尚自治委員会に於てその決議ある時は隨時
 局外報告を行なわねばならぬ。

第八章 附 則

才二十七條 自治委員会顧問を設け神学部学生主任を以て
 之に充てる。

才二十八條 本規約は学生大会の三分の一以上の同意をも
 て改正することが出来る。

才二十九條 本規約は昭和三十八年四月二十二日より効
 力を発する。

一九六八年度常任委員会

委員長	由井哲夫
副委員長(設計)	土屋文男
書記長	小西 桂
インセミ委員長	武井義定
夏期活動	樋口修一
企画	滝沢嘉穂
編集	岡村干草
日誌編集	平賀久裕

同志社大学学友会会則

第一章 総則

第一条 本会は同志社大学学友会と称する。
 第二条 本会は大学設立の趣旨に基づき、学生自治により校風の振作と学生生活全般の発展向上を以てすることを目的とする。

第二章 組織及び事業

第三条 本会役員は本学学生員を以て構成する。
 第四条 本会の目的達成のため各学部自治会、中央委員会、常任委員会、全学学生大会、会計委員会を置く。
 第五条 本会は学生生活全般に亘り本会の目的に達し、その向上発展に必要な事業を行ふ。

第三章 学部自治会

第六条 各学部に学部自治会を置く。学部自治会は当該学部の自治機関である。
 第七条 学部自治会の運営に關する事項は規約を以て之を定め、
 第八条 学部自治会は当該学部に關して其の自治の権限を有する。
 第九条 学部自治会規約は中央委員会に届けねばならない。

第四章 評議会

第十条 中央委員長は本会の全学向計に關する決議は附である。但し、学生大会の場を以てその限りでない。
 第十一条 中央委員会は各学部自治会代表者を選挙する。各団に關する決議には各団長は中央委員となる事が出来る。但し、中央委員の定数は各学部六百名迄三名とし、六百名増すごとに一名を増す。
 第十二条 中央委員の任期は一年とする。但し委員職務の場合には任期満了前に終了する。
 第十三条 中央委員長は中央委員と互選する。
 第十四条 中央委員長は本会を代表し、公務を管理する。
 第十五条 中央委員長は臨時中央委員会を召集する事が出来る。亦各学部より緊急の要請がある時は中央委員長は中央委員会を召集し得る。

第十六条 中央委員会は全中央委員の過半数の出席がなければ決議を附さず、決議する事が出来ない。決議は出席者の過半数を以て決定し、可否同数の場合は議長が之を決定する。
 第十七条 中央委員長は左の場合同学生大会を召集する。
 ① 五百名以上の学生の要請がある時
 ② 中央委員会の決議がある時
 ③ 二学部以上の要請がある時
 第十八条 中央委員会は左の場合解散する。
 ① 選出母体の決議がある時
 ② 中央委員自ら解散し選出母体で承認された時
 第十九条 中央委員の辞職した時は十日以内新委員を選出せねばならない。

第五章 常任委員会

第二十条 常任委員は中央委員会が執行時期である。
 第二十一条 常任委員会は常任委員及び特別常任委員で構成

する。常任委員は中央委員より中央委員長が之を任命する。亦常任委員は中央委員長が任意に罷免する事が出来る。

第二十二条 常任委員会は中央委員会で不信任の決議をした時には解散し得る。

第二十三条 常任委員解散の時十日以内に新常任委員会を構成し得る。但し常任委員会は新常任委員会が成立する迄引続き其の職務を行ふ。

第二十四条 常任委員会は左の職務を行ふ。
 ① 中央委員会の決議を執行する。
 ② 予算案の作成。
 ③ 決算を中央委員会に提出し、一般職務及考外関係につき中央委員会に報告する。

第二十五条 常任委員会は副委員長、考外、内政、会計等の役員を置く事が出来る。

第六章 全学学生大会

第二十六条 中央委員長は十七条の決定並に規定に基づき全学学生大会を開かねばならない。
 第二十七条 大会の決議は中央委員会の決議に優先する。
 第二十八条 大会は会費の四分の一の出席で成立し、其の可半数で決議を決定する。
 第二十九条 大会が止むを解ざる事由により成立せざる時は当該事項に關する決議は中央委員会にて行い、常任委員会は執行する。

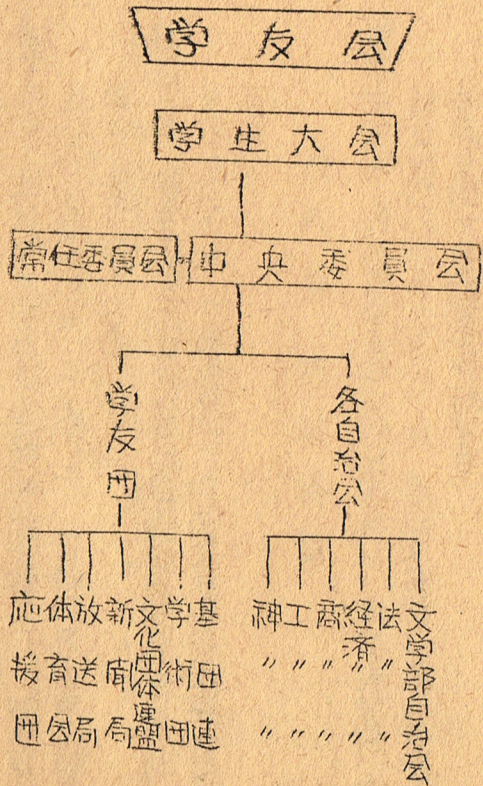
第七章 学友会研究會

第三十条 学友会に左の団を設ける。
 一、学術団 二、体育會 三、文化団体連盟 四、放送局 五、新聞局 六、基督教団体連盟 七、応援団
 第三十一条 各団は本会が目的に従い、その運営の為に各団毎に規約を設け自主的に活動する。
 第三十二条 学友会は学友会全般的の運営の為に学友会研究會を設ける。

第八章 會計 (省略)

第九章 附則

第三十三条 中央委員長は学友会会長を兼任する。
 第三十四条 中央委員会は顧問を設け学生部長を顧問とする。
 第三十五条 各団名簿には教職員顧問を以ておねばならない。
 第三十六条 本規約変更の場合は中央委員会、或は全学学生大会の三分の二以上の同意を得る。
 一、規約は昭和二十四年七月四日より効力を発する。



形態は4、28の如く中央カキ斗争を提起し、但別現地斗争
政策阻止斗争に於る一点突破主義を棄リこゝる體をもつ
ていたね、10、21斗争に於ては、新富一御堂筋の秩序の
中核を至る口家カキの一次的粉砕と騒乱罪の適用を通じ、
即ち地区暴動—マッセニストライキを媒介にして防衛弁、
中央カキ斗争を担われたのである。と同時に、安保斗争—
ゼネスト論として考えられていたね、一般的なかネストに
対し、マッセニストライキ論を対置する事によつて、安保
斗争をより具体的に表現した。それは、①かネストとは
尙たな斗争支配を行なつてゐる社民の指令だけによつてな
されるのであり②同時にゼネストの内容とは、政府の反動
的な性格から労働者の利害を守るものとして所行—受動的
なものであり、根底的には民主主義の防衛、体制ヨウで
しなかりえない。③しなかりながら、政治斗争を、立場する
場合、但別至者斗争を遠のわせるどころな逆に但別至者斗
争に政治性、战斗性を与へ、全人民的な政治斗争へと動的
に発展し、飛躍させるのである。以上、一般的ゼネスト論
は70年代前半—70年代前半斗争に於る革命の反革命カ
キ時代に替へることな出来ず、攻襲型階級斗争の内容は明
らかに、中央カキ—マッセニストを媒介にして実現され
たことなからない。

③社会党、共産党による民主連言政権理想を大衆的にその
蓋然性、反革命性を全連言—反戦の反帝統一戦線によつて
解体した。帝因主義の不均等発展—平和共存の崩壊過程
とは、將に、それを政治的基としてする社民、スターリニ
トの危村に他ならない。議会制民主主義そのものな崩壊す
る時、これに對し単純に民主主義を対置するのは日和見主
義である。なぜなら、帝因主義の不均等発展—侵略、反革
命は、口内の全ゆる諸制度をその下に統合させ（カキの再
編）それ故に、議会制民主主義は、その内容を失はつ。従
つて、この時代において向われるのは、侵略—反革命—ス
ルツヨア独裁ね、スロレタリアカキ樹立ねに向われるので
あって、スターリニスト、社民のわたる民主連言政権はス
ルツヨア独裁の一種に他ならないのだ。この如き情勢の
下に於て全連言—反戦による反帝統一戦線こそな現代的
に要請されてゐる階級斗争を担ふことな出来る。わたる意
味に於ては、21斗争は社民、スターリニストの解体を反帝
統一戦線によつて促進させ、民主連言政権の反革命性を大
衆的に暴露させたのである。

この如くは、21斗争は帝因主義の侵略、反革命、抑圧ねも

たうす反戦斗争、農民斗争、基地斗争等、自然発生的な斗
争を反帝粉砕の目的意識性を与へつつ、その形態を中央カ
キ斗争—マッセニストを指定し、同時に、社民—スター
リニストの危村を形成したのであるね、しなかり、10、21斗
争以降、とりわけ11、7斗争の過程で社民の政治過程への
全面的登場（太田発言）と右翼的なき返し、或は、口家カ
キによる弾圧ねにより、我々自身の一時的な退却せまらね
10、21斗争を獲得した政治の體を超えち尊へと発展出来な
なつたのは何故ね。或は又、東大安田斗争はその過程で如
何なる役割を果たしたのね。

B. 11・7斗争の財北は何故ね

11、7斗争は10、21斗争の獲得した巨大な體をより具体
化、実体化させる事により担われねばならなかつた。10、
21斗争に於る階級的内容は、地区暴動を媒介にした防衛弁
、中央カキ斗争である。しなかり、ここで云う地区暴動とは
それ自体あくまでも街頭斗争であつて、またそれな左傾化
暴力化しただけであつて、街頭斗争の抑へ一歩たりとも越
えることな出来ななつた。逆に把えるなら、地区暴動と
は市民社会深部に於る、至者斗争、政治斗争全てを包括し
その具体的なスロレタリアカキ形態—ソワイエト運動を
媒介にした、資本主義の業体制の實踐的な否定—学因占拠
、工場占拠を通じ、これらの諸斗争を統合させ、地区暴動
—マッセニストとして実現せねばならなからない。従つて10、21
斗争に於る市民社会の分解と流動は、街頭—全産とは区
別された11での一時的な流動にとどまり、それを系統化、
定着化させる核資本主義体制の實踐的否定—社会的組
織カキ形態—ソワイエト運動を実現しない限り、10、21斗
争を乗り越える事な出来ない。むしろ、生産党での入会モ
ニ—を社民が掌握してゐる限り、街頭に於る流動を組織化
する事は出来ないのである。わたる意味に於ては、21斗争
を再度見るならば、学生—労働者、学生—労働者として
の形式を有するね、内容に於ては、学因—生産党なら抽象
化された一因の「人因」にならなから、反帝統一戦線もそ
れ自体街頭に於るのみな反帝統一戦線として機能するのであ
り、逆に把えるならば、生産党、学因に於る、至者斗争、
政治斗争の結合を媒介にしたマッセニストを履望せねばな
らなからない。10、21斗争は、防衛弁—新富、御堂筋斗争という
中央カキ斗争—マッセニストの形態を、とこで形成し
たね、その地理的、場所的、外的な意味でそうであつたけ
れども、内的な意味に於てマッセニストを履望して行く事

10、21より、7に致る過程での統括であり、これによ
り2157の高揚局面から後退局面を鮮明し、同時に2157争
争り越える質を展望する事々出来るね、とりわけ東大斗争
之水をどう受け取め、客観的にも主体的にも10、21を正廻
るものを獲得したのね。とりわけ反帝統一戦線下のロレタリ
ー戦力形態、ソビエト運動をどのように準備し、獲得して
いったのねを東大斗争の中を証明していねねばならない。
ただこの二つが東大斗争の政治斗争から抽象化されたも
りではなく、マ、政治斗争の継ぎ木としての東大斗争でもな
く、特に政治斗争としてある事を前提として認識しておかね
ばならない。

C・10、21より、7斗争の局面を東大斗争はどの枠にして
発展させたのね、ソビエト斗争としての東大斗争

東大斗争の全人民的政治斗争の質は、帝国主義的統括再編
の枠に反対する事々明らか如く東大斗争が水自注り、出
発点から本来的には帝国主義批判として存在する。大学の基本
的役割とは資本主義分業体制の一環として労働力商品の再
生産、イデオロギーの再生産である。同時に、大学社会は「
物質的交通」を包括する市民社会を幻想としての国家を生
出し、市民社会を包括するのであり、わかる意味で物質的交
通の一枚村であり、帝国主義的物質交通の再編に他ならぬ
従って大学の再編に対する斗争は帝国主義統括に対する斗争
へと発展する。(従って改良課題そのものを問題とするので
はなく、むしろ全人民的政治斗争へと如何に発展させるか
を問題にしなければならぬ。こゝに全人民的政治斗争への
発展は東大斗争の至者斗争という形態から出発するね故に、
直接的な形で全人民的政治斗争へと発展しない。それは斗争
組織戦術を進行する事によって運動へと具体化する過程か
らして統括としての帝国主義批判としての東大斗争論によ
り上げねばならない。

東大斗争は改良斗争と出発とする。この斗争に結集する大
衆は資本主義的分業にある労働者、労働力の価値を棄とい
うを境関係、労働力の価値として仮象的な形態とする事
より「如何に労働力を高く売りつけるか」という即自的
ロレタリアートと同質的に、未だ的に労働力商品所有者の学
生大衆である。従って斗争に登場する際、権力の規定、対象
的認識活動を媒介とせず、自己の生活体系、or価値体系から
出発して行くのである。個別資本との斗争、帝国主義的再
編という本質に規定される以上、非組織的斗争として存在
し、同時に、非組織性の故に、戦術の高度化は国家権力の行
入を促進させても、自己の価値体系をわうして、反権力とい
う意味、対象的認識活動を媒介としない限り感性的活動に
止まり、逆に前記の斗争の組織性による一時的改良課題の

獲得は、斗争に参加した学生大衆の自己の生活への復帰をも
たらす。こゝに、大学社会は、市民社会を資本主義分業関係に
基づき、所有と分業によって、そこから生み出される幻想
自体を国家に包括されると同様に、大学社会内部において分
業関係によって幻想を同様な形成を東大斗争団体として存在す
る。従って国家権力国家幻想を同体の介入は、大学を同体
との対立関係を生じさせ、そこから、国家による大学支配の
形態を具体的に露口させ、大学を同体の枠を突破する内在的
契機を生み出される。わかる東大斗争の質的發展を斗争戦術、
組織戦術の観点から、再度検討せねばならない。斗争戦術は
即自的のロレタリアートとして斗争に結集する学生大衆に対
し、大学を同体国家政治共同体の枠を突破させ、革命的な
ロレタリアートとして高め上げていくことである。即ち、学
生大衆に対し、学生と当局という使い替わり、帝国主義統括
を与えることを媒介にして、学生に斗争の意識、一般の
学生で切り切れず、自ら革命的なロレタリアートとして
登場しなければならぬ要の質を不断に与えていくものと
して、東大斗争は主体的にも客観的にも改良斗争から政治斗
争の飛躍を、七項目要求運動からハタマローガンの中にま
ちものとして実現した。それは、資本主義分業体制、市民
社会深部に於る実践的な否定を通じ実現され、帝国主義
ドとは、わかる意味に於て、当局に対するレッシュャーだけ
でなく外に向つ質を有しなければならぬ。更に革命的なロ
レタリアート形成へ向けての理論的構築は自主記述もこの中
に位置する。特に斗争戦術とは、外に向つては、当局とい
う使い替わり、帝国主義統括に向つるものとして実現され、内
向つては、即自的のロレタリアートから革命的なロレタリア
ートへの形成へ自己変革の契機を与えるねそれは組織戦術
統一戦線戦術ソビエト運動として実現されねばならぬ
い。即ち斗争戦術の高度化、左傾化による斗争統括マツル
内的延長上に革命的なロレタリアートの形成を見る事は出来
ない。即自的のロレタリアートと水自体を組織戦術としても
、それを単口革マル派の如く、階級意識の形成という至るな
枠にとどめてはならない。意識とはあくまで意識であって実
体ではない。「支配的なイデオロギーは支配者のイデオロギ
ーである」。「物質的生産手段を所有する人間々、精神的生産
手段を所有する」のである以上、革命的なロレタリアートの
形成を意識の形成におこなうのである。その形成を物
質的生産手段の所有へ向けて、生産管理斗争への発展を主体的
口担いつるのロレタリアートはモニーの形成ソビエト運動に
とらえねえなければならぬ。すでに確認した如く市民社
会は、資本主義分業関係に基づき国家としての幻想を生み
出すのであり、逆に前記の斗争の組織性による一時的改良課題の

て市民社会の物質的を通過 体から抽象化された地点で、革命的なロレタリアートの形成、階級意識の形成を云々する事は、個別斗争とは別個の地点に全人民的政治斗争を設定する事であり、その事は日知見主として他ならない。ねねる市民社会深部に於るなロレタリアアハゲモニーの確立、分業体制の實踐的否定はソヴィエト運動の開始を具體的に担うのは何であるのや。全米斗争運動とはわかる意味に於て個別改革斗争から出発して全人民的政治斗争へと発展させる全人民の斗争は、南とことらえ返す事や出来るが、それをソヴィエト運動として實現していく時、現存的に反帝斗争を担っている全米斗争運動をソヴィエト運動の萌芽として扱えねばならない。更に個々分散した全米斗争運動の全口化を反帝統一戦線の下に結合させ、ソヴィエト運動の中に實現していく事や必要である。以上、東大斗争は、全人民的政治斗争の飛躍を、単に政治理論に留まらず批判だけではなく、斗争組織戦術を併行に全米斗争運動と反戦の結合、ソヴィエト運動の萌芽、帝国主義批判を併に反帝斗争の中に實現したのである。この東大斗争こそは、10、21とけ、7の過程で明らかになった中央部斗争の山を資本主義分業体制の實踐的否定を併行に、自らの生産点で帝国にぶロレタリアアハゲモニーを實現させ、マツセンマトを永続的に保障し得る事を獲得したことである。東大斗争の中にソヴィエト運動の萌芽ねねるものとして生まれ、曰大、京大、南大、立命大等が斗争内容の ことお水曹的に同様の運動形態を展開されていることを見る時、我々は全米運動をどのようなソヴィエト運動を担う斗争機関、ソヴィエト、ユニオン型組織への改編を歴史の要請として為さねばならぬのであり、3、28、29の二回の臨時大会、かつこの全米連自体は七月の二十一回大会に於ては四方五裂する全米連を大統領に反帝統一戦線を打ち固める必要がある。10、21斗争—東大安田・神田斗争—京大斗争ねねり開いた階級斗争の質的發展はこの同志社に於てもどのようなソヴィエト運動を担う斗争機関—全中斗、全米斗の建設を急務の課題としてあり、我々神学部自治会に於ても従来の自治会運動(ボツダム自治会)を乗り越越えた斗争機関の建設(神斗をね強く向わっている。

情勢 国際情勢の危機の進行と根拠

一、はじめに 我々が国際情勢を認識し、その国際関係において世界的な歴史及び政治過程に至らせんとするならば、我々はまずそこにおける情勢の基本的な性格と形態とを認識しなければならぬし、そこから情勢の動向を見抜かねばならない。我々が意識し認識するか否かに関わらず、情勢は現然と進行しているのだ。単に、自己の日常性に埋没し、情勢から逃避するところからは、現状の矛盾を止揚し情勢の危機を克服することはできない。この間、いかなる権力の動向が変り、いかなる世界史の転換が起られたか。資本主義の矛盾はいかに世界危機を進行させていったのか。現代資本主義社会の現存する世界の矛盾は、その経済矛盾と危機の発現から規定されている。我々は、まさにこの様な、経済動向から規定され、社会状況や人間存在をも包括するところの政治権力の動向から、国際関係と情勢を認識する必要がある。

現代過渡期世界における資本の動向は、先進資本主義国の矛盾と危機の煮つまりの升ならず、後進国・中進国並びに労働者国家においても、その矛盾と危機の性格を現れしめている。資本の不均等発展の法則は、先進地占資本の帝国主義への発展から、帝国主義国間の市場分割をめぐっての競争と抗争を必然化するの升ならず、中後進国への侵略と抑圧による危機の発現、労働者国家群の平和共存・ブルジョア民主主義秩序防衛の崩壊から危機を生み出すことを必然化している。世界危機は、激動と流動の嵐の中で、再び世界史の転換をせまっている。戦後二十余年の現在、各帝国主義の台頭は、朝鮮戦争・ベトナム戦争の高揚・進展の中で、米帝の一元的支配リヤルタ体制の崩壊から諸列強の抗争を生み出すであろう。ベトナム解放斗争の勝利的前進、仏五月革命の高揚と挫折、さらなる流動、西独非常事態後物砕斗争、伊の闘い、米日の黒人暴動・白人反戦斗争、左コ問題、中ソ問題等の世界的流動と闘いの高揚は、国際情勢の危機へと進展している。

2、現代帝国主義の動向と危機

① 第一次大戦後、重化学工業への産業構造の再編をいち早くなしとげ、圧倒的な生産力と資本力で第二次世界分割を主張した米帝は、第二次大戦後、世界を甚々こゝろ軍事力を軸に、労働者国家に対する冷戦と平和共存での押し込み、敗戦帝国主義国への援助と反革命による復興

(資本投下と復興と利潤蓄積)後進国へは連続的な革命の危機に対し、民族ブルジョアジーのテコ入れと援助、反革命介入で、非同盟中立の村に押し込み、政治、経済、軍事の世界機構をつくりあげた。(日連・IMF・NATO・安保)世界を自らの型にあてはめてつくりださざるを得ない。米英は、それ故に、戦後復興帝国主義の発展によって、中心的にEEC、日本の50年代後半よりの重化学工業への産業構造の移行、国内市場開拓と設備投資主義の過程での独占の形成、金融寡頭制の確立、資本輸出、外的膨張への移行によって旧来の協調・協力関係を二変させ、対立、抗争関係に米・EEC、米・日の関係は転換する。

各帝国主義は、国内膨張の完了から過剰資本、過剰生産のはけ口を求めて、全ゆる場所で激突する。
② しかしながら、現代帝国主義は、現代過渡期世界の矛盾に規制され、自らの経済的矛盾と危機を体現できないが故に、自らの政治危機、階級危機を究現する。それは労働者国家の存在や後進国斗争、反戦斗争の激化の中で、帝国主義間の不均等発展と抗争を諸列強の対決、帝国主義戦争へと体現し得ず、危機のなほ崩しの引きのばしと権力再編と海外巡行への国内的軍事力強化、国内総再編をはかり、帝国主義反革命軍事同盟における対抗勢力関係を継続している。このことは、さらに、帝国主義の根底的な危機を促進させている。

③ 米帝 ドル危機とニクソン政策 米帝の労働者国家群との対決、戦後資本主義世界防衛のための出費負担を各帝国主義の分担に変え、米帝の強化再編とドルブロック再編のために政策を強化する。

西独帝 膨大の国際収支赤字に先づ現地資本化させEECの覇権強化、非常事態成立と国内体制確立、最高指令権・独自軍事行動権確立とNATO再編へ。
EECにおける西独帝・仏帝の抗争。
日帝のアジア進出と西独帝のアフリカ進出。

仏帝 五月革命におけるドゴールへの大衆的支持は米英共和制に変わるシステム体制を生み出さなかった。しかし、西独帝の台頭は仏をEECから没落させた。

3、後進国解放斗争の高揚

4、労働者国家の動揺

(中ソ分裂)中共後進国世界革命路線
ソ連と世界革命放棄
(左コの激動) ドンク自由化路線の挫折
人民の反スターリニスムとソ連独への押し

精 日 本 帝 国 主 義 と 七 〇 年 安 保

1. はじめに

安保問題に關する討論を始めるにあたり、これだけは基
 本的原則点として一致して確認してあつなくてはならない
 。即ち、才一に安保問題を決つて一般的に机上の論理と
 して語つてはならないといふことであり、才二に靖国問題
 なり紀元節問題、万博問題等のキリスト者にとつてのいわ
 ゆる「身近な問題」さうこの安保問題を抜きにしては語り
 得ない時点に到達してゐるといふことである。現在、株々
 の方面から安保論をなすべき起り、条約解約の問題から
 自衛隊問題、国防論等々へと論議は発展してゐるが、我
 々々安保問題を語る、いや、語らねばならないといふのは
 如何なる意味に於てであらうか。安保論は国民諸階級、
 諸階層を巻き込んでゐる年々つぎつぎと進んでゐるこ
 つきつとつある。安保問題を国防問題へとすりかえよ
 うとするマルジョアジの策動や「段階解消」を叫ぶ部分
 、更には議会主義的・体制内的问题を立て国会解散と絶
 望等民主連台政府の樹立と安保破壊通告と安保破壊を目
 論む議会主義改革派の部分を粉碎し或は乗り越えて一体如
 何なる安保論を全人民に提起するのやといふこと、この
 こと我々の主要な討論の軸とならねばならない。我々々
 安保を語るといふことは併しく安保を粉碎する為を語ると
 である。

2. 日本帝國主義と七〇年安保

アジアに特殊的位置を占めて勃興した日帝は、国内設備
 投資型成長から輸出拡大型・勃興帝國主義へと転換し、北
 米とアジアを二大市場として膨張を続けている。従つて日
 帝の政治権力の任務は、現代帝國主義の國際的危機の中で
 北米市場に斬り込み、アジア侵略と反革命を強化すること
 である。しかし、不均等発展による國際通貨危機(ドルポ
 ンド危機とドル換金停止はドルを國際通貨とする日帝の海
 外貿易をケイレン的な縮小に落し入れ、広大な海外市場、
 世界貿易によってこそ、巨大化した生産力をうごかしてい
 る日本資本主義にとってはドル危機がもたらす世界的混乱
 状態は致命的なものとなるだろう。この場合、日本は米や
 EECとは違い、単独で危機のアジアへ進出強化^{以外}にあ
 り得ない。日本帝國主義の對外膨張は日韓条約成立から台
 湾・タイ・インドネシアへの進出が進行した。さらに、A
 SPACを契機に、アジアへの日帝の動向は進行した。但
 し、危機のアジアの現況は日帝の危機を顕在化せしめる

い。安保条約は、危機アジアの國內階級斗争に対する日帝
 の侵略抑圧反革命の政策であり、米帝との利害調整による
 日米反革命軍事同盟の軍事外交政策である。七〇年安保自
 動延長は、自衛強化としての①自衛隊の帝國主義軍隊化
 自衛隊の強化拡大②沖繩の日本軍事共同行動の一大拠点化
 ③本土基地の利用と日本軍事体制の再編強化であり、國內
 人民・全アジア人民への^{根拠地}軍事同盟である。

八七〇年安保、沖繩をめぐす佐藤政府、ブルジョアの動向
 ①経済の國家統制統制主義・國家財政一元化合理化
 ブルジョアは國家統制の直接掌握(社會保障の
 削減)合理化(受益者負担)の公共官營の合理化(官營制
 の廢止)を予算に於いて決定的につくりあげ、治警・防衛
 といつた七〇年安保への予算を増大したのである。

- ②六月A SPACの日帝のA SPACにおける盟主へ④A
 SPACを軍事同盟化の日米安保の内実をアジアへ。
- ③八月外相渡米 ④十月佐藤安保訪米

十月における「沖繩—安保体制」の確立
 ⑤弾圧体制の強化 反戦反帝斗争への弾圧

「四・二八沖繩デー」の現地斗争への弾圧政策 へ七〇年安保斗争の位置

斗争性格を規定する國際的位置①の統一市場の分断の色
 態を底流としてゐること、②この底流とベトナム戦の敗北
 に迫られた米帝の經濟的・軍事的反革命战略の転換に日帝
 は西独と並び最も強く規制されてゐること、③不平等發展
 の法則が深部から招く經濟的危機と國際侵略反革命同盟が
 國際階級斗争を七〇年代へ向け高揚させてゐること、従つ
 て、日本階級斗争も國際高潮のうねりの中に手こみまは
 ること、④帝國主義の經濟的・政治的侵略反革命战略の國際
 的配達の転換の國際斗争によつて、諸列強の権力性格が
 アルジョマ独裁体制に転換してあり、佐十三連方面の性格
 もこの普遍的傾向に規定され、戦後憲法体制との矛
 盾を深めてゐる。

一二に於けるヨイは、四・二八沖繩デー、十月佐上訪米
 と云う危機の中で、尖鋭は対米は、巨大なヨイとして展開
 されようとしてゐる、そのヨイは、七〇年安保、七〇年代
 級斗争へと永続的に發展する質を秘めてゐるのである。

日共・民青批判（武装反革命を放逐する為に）

Ⅰ．日共・民青・学生連合会等の田中要求は何ら同志社の運動を発展させない、

去る十八日、学生連合会総会幹事部委員を名乗る民青諸君の法政部幹事長に於ける田中要求は同志社のこれまでの自治会運動、反戦斗争の発展を全く無視した反革命策動である。彼等の六項目要求なるものは、実は学生の革命的な諸要求を列挙せしめたるも、我々を「トロッキスト」として追出そうとする意圖のみである。我々は即ち四月八日に幹事団を設立するよう申し送り、同志社大学の矛盾を田中、寮、學館についての回答を得ていたのであり、田中は拒否されている。彼等の田中要求は、運動の破壊と後退の意図を以て、学生矛盾に対する闘いは、即ち我々を全受方前に叫ぶに始まつて行はれていたのである。

Ⅱ．諸要求、民主化では学生矛盾は解決し得ない、

全日学生斗争の波は、一学生団内での矛盾の解決であるのではなく、全社会的な大学の位置や、すでに権力を握る一環としてあることなら、現実的に登場してくる国家権力との不睦の解決を抜きにしては真の矛盾の解決たりえないこと、すなわち、国家権力の力を借りて闘争しつゝ結合しない限り出来ないというものである。

そこで、日共・民青の学生斗争への登場は党運動の破壊と分断として扱われ、これを認めないことが確認出来る。（東大、京大、立命大等）

諸要求とは、現代社会の諸々の矛盾の現象形態を表現しているにすぎないものであり、それね、どうして矛盾力の内に、一か所を「米日反動（米日）」と「トロッキスト」の批判へと収めざるを得ないとする「政治的必ききわし」である。

それ故、彼等の「民主化」とは、当面、学生会や執行部と自治会執行部を奪取することに向けられていたのである。すなわち、彼等の「民主化」とは、学生の雙的發展を無視し、量的に支持（力）を得て、自治会や執行部の奪取を目的にしているのである。これは何らの矛盾の解決にならないし、むしろ、ますます進展するブルジョア権力の直接支配に自らをさらし、学生を権力の分断支配の中に振り出すのである。

Ⅲ．七の年安保の、日中の海外侵略と国内再編とを主張する

向題は諸要求、民主化で社会矛盾を大学や、政府や議会に押し込めるのではなく、現実に行進する、日本帝国主义の東南アジア侵略と、日米を同盟行動による反革命の強化、国内反革命に於ける運動を進展させることである。我々は矛盾の現象だけをねえるのでなく、本質的解決をしなければ

ならない。すなわち、形式を変えるのではなく、内容を改革するのである。

現在、権力自らも、これまでの誤りまでの支配を破壊し、強権的な支配に転換しつつあること、それゆゑ日本ブルジョアジーの生命戦いアジア侵略反革命の勢力の国内支配の転換期としてあること、そのことならするならば、日共・民青の誤りへ入国敵へ民族民主統一戦線→民主連合政府→共産党政権）に権力の真の方向を陰謀し、人民を権力の側に振り出す反革命として登場してくるのである。

我々は従って日本階級斗争の敵対者日共・民青を理論的にも物理的にも粉砕し、階級斗争の更なる前進を国家権力との直接対決を自覚し貫徹しなくてはならない。

民青不毛の地である我々神學部自治会の中なる任務は重みであることと確認しよう。

（戦術、戦術的批判は後程のプリントにします）

(一) 序—問題提起

今、日本は70年を来年に控え、重大な時期にある。このように現在にあって、従来のインセミは政治問題に對して最早「コラ」インセミではなく「コラ」インセミに對する情勢と遠慮した「歴史社会から逃避し、理想の世界を築き、インセミ」があることは以前より指して小く、たゞは我々が「コラ」の情勢を「歴史社会から逃避すること」を公然と認めることにする。代り「情勢」を「歴史社会に我々の存在を投げかけるには現存する「カンパレンス」を「コラ」セミと「コラ」メントとして「インセミ」を形成していかなくては行かない。即ち従来の「インセミ」を「コラ」セミとして新しく神自連を作ることなのである。この目的は反帝斗争でありその斗争の過程でキリスト教の将来性の根拠を探索し、基本的任務は「歴史状況に對する徹底した神学研究である」。

(二) インセミの「歴史」現在に對する「過程」

インセミ前史を尋ねると、南西学院と同志社大学との間には、以前から文藝会がなされてきた。昭和二三年に東京神学大学で開かれた三校の「コラ」セミは、午前中、礼拝及び講演、討論会、午後バス・スポーツというものがその内容であった。これは一九六七年十月大会現代社会における教会」との主題のもとに同志社で開催されたインセミにおいて同志社が提案した「安保反対決議」が正式にされたのである。決議文は次の通りである。

我々は、国会に對して審み、これに日本新安保条約はその内容の反平和的、軍事同盟的性格に故に断じて許容することのできないものであると判断する。我々は現内閣の総辭職と国会の解散を要求し、これを通して国民の意志が正しく政治に生かされることの新安保を始め、平和と民主主義を妨げる一切の傾向と策謀が除去されることを念願する。

我々は、現在の意向を以て、この伊勢神宮及び靖国神社に對する國家保護の政策は、信仰と思想の自由を侵し、個人の人格尊厳を脅かすものであると判断し、これに反対する。

我々は、自からの信仰の法断としてこれを宣言する。

この決議文が否定された時点において、インセミの限界が明らかになったのである。現在インセミが量的拡大を続けていることは、日本の神学生が多数参加していることを示すが、日本の問題を色々の角度から取り上げるには有刺ののだがその限界性は否定できない。一九六七年五月一日、当時のインセミ委員長（堀井達雄氏）より「インセミの「歴史」が語られ、その問題点が出された。その内容は従来のインセミから得られるものがあつたかの向いから始り、インセミそのものが時に重さに耐えうるものでない。60年を来すに際してはインセミの方針と自治会の方針が一致しないという矛盾が明かにされ、その矛盾が総括されないままに現在に至つて、提起があつた。現在のインセミはそのような矛盾を内包しながら存在しているのである。

(三) 神自連について

前述の如く、60年のあの大会においてあの提案が否決されたことは一体何を意味しているのか。そしてその総括がなされぬまま八年間保ち続けられてきたインセミというのはい一体何であるのか。安保闘争の昂揚期にあつたインセミの果すべき任務、唯一の任務は「神」と「信仰」の名の故に斗争を放棄することではなく、「歴史」の「実存」として「責任ある自己」として真向から反動政治に對して安保阻止斗争の一翼を担うべきであつたはずだ。現在教会に集つてゐる者は教会をどのような場として考えているのか。教会とは現実の社会状況と「歴史」社会から遠慮した逃避の場所なのか。それとも「現実」の真只中で生きようとする場であるのか。聖書の語る「この世」とはまさに流動する「歴史」社会なのである。我々はその中であつて神の前に具体的に責任ある自己として生きていかねばならぬ。神が「歴史」の審判者であるなら、その神の前に我々の徹底して具体的存在をさらけ出し、我々自身「歴史」の「実存」として、未来に對する自覚と責任をもつて現実の真只中において具体的に生きるべきである。我々が自己をそのようなものとして現実の中で認識するならば我々はまさに社会的現実がそうであるように帝國主義権力との闘いを余儀なくされるであろう。神自連とはまさに、そのような現実の「歴史」状況が反帝、反安保斗争を要請しているが故に反帝、反安保斗争を主要な任務とし、強固な反帝統一戦線を樹立することである。しかし我々は単に政治部隊をつくるだけではない。我々自身「歴史」の未来を自覚するが故に、これからの教会で責任を負う者として、基本的任務を徹底した「歴史」状況の中における神学研究」を設定しなげねばならぬ。そして我々の運動は神自連という枠内をこえて日本全国の基督教会を領導すべきものとしていかねばならぬ。

(四) 日程

- 一月 南西神自連準備委員会結成
四月 南西神自連結成
五月 インセミ大会（東神大）において全国神自連結成